

制限付一般競争入札参加資格確認書

年 月 日

(宛先)野田市長

住 所

商号又は名称

代表者氏名
(受任者)

印

下記案件に係る制限付一般競争入札の落札候補者になりましたので、関係書類を添えて、制限付一般競争入札参加資格確認書を提出します。

なお、この確認書の内容は事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 公告年月日 年 月 日
- 2 件 名 _____
- 3 場 所 _____
- 4 連 絡 先
電 話 番 号 _____
F A X 番 号 _____
部署及び担当者名 _____

別紙（資格確認項目）

(1)表記の工種に係る経営事項審査の総合評定値		点	
(2)表記の工種に係る年平均完成工事高		千円	
(3)営業年数		年	
(4)営業所における専任技術者(建設業法第7条第2)			
(5)配置予定技術者			
技術者氏名		生年月日	年 月 日
保有資格			
手持ち工事の有無		有 ・ 無	
現場代理人の兼務		兼務する ・ 兼務しない	
施工実績	工事名		
	発注機関名		
	施工場所		
	請負金額		
	工期		
	受注形態	単体 ・ J V (代表者・代表者以外) ・ 元請 ・ 下請	
	工事概要		
建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受け監理技術者補佐を専任で置く場合			
監理技術者補佐氏名		生年月日	年 月 日
保有資格			
手持ち工事の有無		有 ・ 無	
現場代理人の兼務		兼務する ・ 兼務しない	
(6)下請け契約の予定		有 ・ 無	
		有の場合の主な工種	
(7)同種工事の施工実績			
工事内容	工事名		
	発注機関名		
	施工場所		
	契約金額		
	工期		
	受注形態等	単体 ・ J V (代表者・代表者以外) ・ 元請 ・ 下請	
工事概要	規模等		
	構造形式		
	工法		
	技術的特記事項		

確認書に添付する資料

項目	摘要	提出者 確認欄
制限付一般競争入札参加資格 確認書	・本様式	
経営規模等評価結果通知書及 び総合評定値通知書 (経営事項審査)	・本確認書の提出直前に受けた経営事項審査の写し (審査基準日が契約予定日から起算して1年7か月以内で あるもの。ただし、建設業法施行規則の一部を改正する省 令(令和2年国土交通省令第52号)による経営事項審査 の受審の特例に該当する場合は、この限りでない。)	
建設業許可通知書	・本入札の工種に係る許可書の写し	
配置予定技術者の資格を証明 する資料	・合格証明書、監理技術者資格者証等、資格の確認できる書 類の写し	
配置予定技術者の雇用関係を 証明する資料	・千葉県知事許可業者であって、配置予定者が申請日直前に 受けた経営事項審査に係る技術者職員名簿に記載されて いる場合は、当該名簿の申請者控え(千葉県の受付印があ り、かつ、受付印の日付が公告日から起算して3か月以上 前のものに限る)の写し ・上記に該当しない場合は、恒常的に雇用されている事実を 証明できる健康保険証等の写し(公告日において、資格を 取得してから3か月以上経過しているもの)	
建設業法第26条第3項ただし書の規定を受け監理技術者補佐を専任で置く場合		
監理技術者補佐の資格を証明 する資料	・合格証明書等、資格の確認できる書類の写し	
監理技術者補佐の雇用関係を 証明する資料	・千葉県知事許可業者であって、配置予定者が申請日直前に 受けた経営事項審査に係る技術者職員名簿に記載されて いる場合は、当該名簿の申請者控え(千葉県の受付印があ り、かつ、受付印の日付が公告日から起算して3か月以上 前のものに限る)の写し ・上記に該当しない場合は、恒常的に雇用されている事実を 証明できる健康保険証等の写し(公告日において、資格を 取得してから3か月以上経過しているもの)	
同種工事の施工実績を証明す る資料	・下記のいずれかの書類(入札公告で指定した受注実績) 工事請負契約書、設計書等(工事名、発注機関名、施工 場所、請負金額、工期、工事概要等が確認できること) の写し CORINS工事カルテの写し等 上記以外、施工実績が確認できる書類の写し	

《留意事項》

- ・(1)から(3)の記載は経営事項審査結果通知書から転記すること。
- ・(4)には、建設業法第7条第2号に該当する技術者名を記載すること。
(建設業許可申請時又は更新時に届け出た「専任技術者証明書」に記載された技術者名)
- ・(5)の配置予定技術者の資格は、法令による取得免許の名称・取得年月日・番号を、監理技術者資格者証の交付を受けている者は、交付番号、交付年月日を記入する。また、監理技術者補佐の資格は、法令による取得免許の名称・取得年月日・番号を記入すること。
- ・確認書に添付する資料は上記表「確認書に添付する資料」の順番に綴り、提出すること。
- ・提出された確認書類のみでは資格を確認できないとき、記載責任者に連絡し、ヒアリングを行う場合がある。
- ・工事概要等は、公告において明示した当該工事と同種の工事の施工実績について、的確に判断できる内容で記載すること。
- ・技術者職員名簿を提出するときは、配置予定者以外の名前等は墨で消しこみをする。